求職活動に関するルール

求職者との連絡方法

採用が内定するまでは、総務部採用担当以外の者からの連絡は行わない。

連絡の手段　saiyo★kajo.co.jp　（★に［at］が入る）より連絡する

（場合により電話連絡あり）

WEB面談

面談時間　60分以内

面談場所　WEB

実施体制　総務部長、採用担当者

会議ツール　Google　Meet

対面面談

面談時間　60分以内

面談場所　本社会議室

実施体制　各部担当取締役、各部部長

当社ハラスメント防止規定より抜粋

（プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止）

第10条　ハラスメント行為等についての相談及び苦情への対応に当たり、関係者が知り得たプライバシーは保護されなければならない。

2 ハラスメント行為等について相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、従業員に不利益な取扱いがなされてはならない。

3 前2項の定めに反する行為が認められた場合は第7条に規定する懲戒処分の対象となる。